

事務連絡
令和4年8月1日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）
衛生主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた
自宅療養者等の災害時の対応について（周知）

現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中、前線や低気圧の影響により全国各地で大雨による被害が発生しており、引き続き災害時における自宅療養者や濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）への適切な対応が求められています。このことについては、「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について（周知）」（令和3年9月27日付け事務連絡）（別添）にて周知しているところですが、当該事務連絡をご確認いただくとともに、改めて下記についてご留意の上、適切に取り組まれるようお願いいたします。

また、これらについて、貴管内市町村の防災担当主管部局及び衛生主管部局に周知するとともに、各市町村における感染症の状況を踏まえた災害時の対応が円滑に進むよう、必要な支援をされるようお願いいたします。

記

1. 関係部局間での自宅療養者等に関する情報共有等について

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、避難所における感染拡大を防止するために、改めて、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携して自宅療養者等に関する情報について適切に共有すること。情報共有に当たっては、「災害発生時における新型コロナウイルス感染

症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」(令和2年7月8日付け事務連絡)(※1)等を参考にすること。

※1：https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_0708.pdf

2. 発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の避難について

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者についてはそれぞれ専用の避難所の確保も検討すること。一般の避難所に発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者が避難する場合には、それぞれ区別して管理するよう留意すること。この場合、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」（令和3年5月13日付け府政防第626号等）(※2)等において示しているとおり、可能な限り個室管理するほか、個室管理が困難な場合には、発熱、咳等の症状のある人と濃厚接触者についてそれぞれ専用スペース等を確保することとし、やむを得ず同室にする場合には、パーティションで区切る等の工夫をすること。

※2：https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

伊藤、内田、真鍋、毛利

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

鈴木、青木、木本

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

杉原、金川

TEL 03-3595-2257（直通）

事務連絡

令和3年9月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）
衛生主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課
厚生労働省健康局結核感染症課

令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や
新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた
今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について（周知）

新型コロナウイルス感染症流行下において発生した本年7月及び8月の大雨等については、全国の広範な地域において甚大な被害をもたらしました。

また、例年、この時期は台風により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

今なお、新型コロナウイルス感染症が流行する中、避難所における新型コロナウイルス感染症対策のさらなる徹底を図るとともに、今回の大雨等における災害対応で得られた被災地での経験やノウハウについてまとめました。

については、各都道府県におかれては、「新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について（通知）」（令和3年8月3日付け府政防第849号等）（※1）を改めて参考にするとともに、下記についてご留意の上、適切に取り組まれるようお願いいたします。

また、これらについて、貴管内市町村の防災担当主管部局及び衛生主管部局に周知するとともに、各市町村における避難所の感染症対策が円滑に進むよう、必要な支援をされるようお願いいたします。

※1 http://www.bousai.go.jp/pdf/210803_corona_hinanjo.pdf

記

1. 取組事例のとりまとめ

令和3年7月及び8月に発生した大雨等では、以下のような取組を行った地方公

共同体があったことから、今後の災害対応に当たってはこのような取組も参考にすること。

(1) 専門家による避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の実施状況の確認に係る取組について

専門家（保健師や医師会を含む。以下同じ。）や避難生活支援スキルの高い NPO 等による、個々の避難所における平時及び避難所の開設後の新型コロナウイルス感染症対策や衛生環境等の具体的な内容の確認。（※2）

- ※2 ・避難所衛生環境チェックリスト（令和2年6月：佐賀県感染防止対策地域連携協議会）別添1
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症対応チェックリスト（避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針より）（令和2年5月：熊本県）別添2

このほか、「令和3年8月11日からの大雨に係る被害地域における感染症予防対策等について」（令和3年8月13日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）（※3）等を参考に適宜活用すること。

- ※3 <https://www.mhlw.go.jp/content/000832076.pdf>

(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策及び生活環境改善に係る取組について

①新型コロナウイルス感染症対策

- ア 避難所の発熱等の症状のある避難者に対して、別室を用意して隔離するとともに、保健所及び地元の医療機関が連携して検査を実施。
- イ 避難所において、消毒や拭き掃除がしやすいようにポリカーボネート製の簡易ベッドを利用。

②生活環境改善に係る取組

- ア 熱中症対策、寒さ対策の観点から、冷暖房設備が完備された避難所を優先的に開設。体育館に冷暖房設備が完備されていない学校等においては、冷暖房設備が完備されている教室等を適宜活用。
- イ 普段土足で利用されている施設であっても、避難所として活用する場合には、土足を禁止し、下駄箱（段ボールで作成した簡易なもの等）を設置するなど、衛生管理の観点から、屋外と屋内の動線を分離。また、トイレにおいても、専用のスリッパ等を用意し衛生管理を徹底。
- ウ 要配慮者が滞在する避難所で必要となる段ボールベッドを確保するため、

県があっ旋して同一県内の他の市から融通して調達。

エ 災害発生直後には、段ボールベッドの上に座布団や簡易マットを敷いて寝床生活を送ることが多いが、避難生活が長期化する場合には、別途マットレス、布団やリネン等を手配。

オ 避難者に対して、災害発生直後には、避難所の備蓄食料（アルファーマイ、カップ麺等）の提供が中心となるが、避難生活が長期化する場合には、地元の飲食店等とも連携して、栄養面にも配慮した弁当等を提供。

2. 自宅療養者等の災害時の対応について

(1) 関係部局間での連携並びに自宅療養者及び濃厚接触者に対する情報共有等について

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、平時から、都道府県及び市町村の関係部局が連携して、自宅療養者又は濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）に対する情報提供等について検討し、必要な対応を行うことが特に重要となっている。

このため、「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」（令和2年7月8日付け事務連絡）（※4）等を踏まえ、自宅療養者等の被災に備えて、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、自宅療養者等の避難先の確保や避難方法の伝達等についての責任主体、役割分担を決め、あらかじめ、具体的な情報共有の内容や方法を定めておくこと。また、あらかじめ、自宅療養者等の災害時の対応や避難方法を定めておき、本人に対して伝えておくこと。

この際、自宅療養者に関する災害時の対応の調整及び情報共有等の取組について、（別紙）のように取り組まれている事例があるため、参考とすること。

※4 http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_0708.pdf

(2) 濃厚接触者の避難について

濃厚接触者が避難する場合には、可能な限り個室管理することとしているところ、個室管理が困難な場合には、専用スペース等を確保し、やむを得ず同室にする場合には、パーティションで区切る等の工夫をすること。また、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討すること。その際、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」（令和3年5月13日付け府政防第626号等）等も参考にすること。（※5）。

※5 http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf

3. 避難所における各世帯の滞在する区画等の管理について

避難所で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合において、濃厚接触者の特定に活かせるよう、各世帯の滞在する区画等に番号を付して管理すること。その際、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日付け府政防第1262号等）（※6）や「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和3年5月 内閣府（防災担当））（※7）等も参考にすること。

※6 http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf

※7 <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/coronajirei.pdf>

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
樋口、和田、長谷川、葛城、村上

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

中村、青木、朝香

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

杉原、金川

TEL 03-3595-2257（直通）

自宅療養者に関する災害時の対応の調整及び情報共有等の取組事例

1. 都道府県・市町村が連携して自宅療養者の避難先の調整等を行う取組【神奈川県】

- ① 保健所（県が所管する保健所に限る。以下同じ。）において、自宅療養者に対して、あらかじめ、災害時（災害のおそれがある場合を含む。以下同じ。）の対応・避難方法等の基本的な事項や、災害時に保健所から神奈川県及び市町村（県の保健所が所管する市町村に限る。以下同じ。）の自宅療養者の担当部局（防災部局又は保健医療部局）へ個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、連絡先。以下同じ。）を共有することを説明しておく。
- ② 災害時において避難を円滑に実施する観点から、平時から、保健所で保有している自宅療養者の個人情報を県の防災部局と共有するとともに、県の防災部局は、市町村の自宅療養者の担当部局（防災部局又は保健医療部局）に対し、居住地域ごとの人数について、個人情報が特定できない範囲で共有しておく。
- ③ 災害時には、県の防災部局は、自宅療養者の個人情報について、市町村の自宅療養者の担当部局（防災部局又は保健医療部局）と共有する。
- ④ 台風などあらかじめ予期できる災害については、市町村の自宅療養者の担当部局（防災部局又は保健医療部局）から自宅療養者に対して、宿泊療養施設への避難の希望の有無を確認する（夜間を含む。）。
- ⑤ ④により宿泊療養施設への避難を希望する自宅療養者については、県の保健医療部局が療養者や搬送事業者の安全性や施設の受入能力を勘案して可能な限り、民間救急を活用して宿泊療養施設へ移送する。
- ⑥ 上記の調整を行うこととした上で、なお、避難を希望する自宅療養者の宿泊療養施設等の確保が困難な場合や、地震などあらかじめ予期できない災害による被災等により避難先の確保の調整に時間を要するなど、やむを得ず、自宅療養者が一時的に避難所に滞在する場合は、一般の避難所の別の建物、一般の避難所内の専用スペース等を確保するよう、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」（令和2年6月 神奈川県策定）で市町村に示している。

2. 主に保健所が自宅療養者の避難先の調整等を行う取組【福岡県】

- ① 保健所は、疫学調査の際、災害時の対応、避難に関する問い合わせ先等を本人に伝え、避難先と避難方法等について本人と協議しておく。また、災害時に保健所から市町村に情報共有することについて、あらかじめ自宅療養者本人から同意をとっておく。
- ② 災害時において避難を円滑に実施する観点から、平時より、保健所で保有している自宅療養者の人数を個人情報特定できない範囲で市町村の防災部局へ共有する。
- ③ 市町村は、自宅療養者が速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合などを想定して、専用避難所や一般避難所の専用スペースの確保について、保健所と協議しておく。
保健所は、市町村が専用避難所等を設置する場合、自宅療養者の氏名、住所、電話番号、自力避難の可否、その他必要な情報を共有する。
- ④ 保健所は、市町村と連携のもと、ハザードマップ等に基づき自宅療養者宅が危険エリアに含まれていないか事前把握に努める。
市町村は、避難所を設置する警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する見込みが高い場合、保健所へ連絡する。
保健所は市町村からの連絡を受け、自宅療養者へ連絡し、避難先（在宅避難、医療機関、宿泊療養施設）を確認する（夜間を含む。）。医療機関を選択した場合は保健所が医療機関と調整する。宿泊療養施設を選択した場合は県本庁において調整し、避難先決定後に保健所に連絡する。
- ⑤ 宿泊療養施設等へ避難する自宅療養者については、原則、公用車、または自宅療養者家族による自家用車送迎で避難する。

※ このほか、災害時において避難を円滑に実施する観点から、自宅療養者本人の同意を得られていない場合であっても、災害時には、保健所から市町村防災部局へ個人情報（氏名、住所、連絡先等）の共有を行っている自治体もある。

避難所衛生環境チェックリスト

記載日： 年 月 日

記載者氏名：

避難所名：

記載者連絡先：

	チェックポイント	チェック結果
避難所全般	① 避難所に入る前に、泥や粉じんを落とす場所があるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	② 避難所は土足禁止とし内と外の境界が明瞭であるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	③ 避難所受付・健康管理に用いる体温計は非接触型が準備されているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	④ 避難所の目立つ場所（掲示板・入口）や、トイレなどの感染リスクが高い場所に、感染症予防ポスターを掲示しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑤ ペットの避難場所は分けられているか（受入れ可の場合）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑥ 多くの人を使用する場所（入口・トイレ・食堂等）に手指消毒剤を設置しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑦ 発熱・呼吸器/消化器症状のある人を隔離する部屋が予め確保できているか（トイレも隔離することを想定しておく）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑧ 清掃の担当と頻度が決められており、定期的に換気できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑨ ごみ箱の設置場所は、食事場所など清潔なエリアと混在することがない場所に決められているか（可能であれば蓋をすると尚良い）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑩ ごみの保管場所は、居住スペースとは別の場所に設置し、臭気などが発生しない頻度で回収できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑪ 手指衛生や環境消毒に使用する薬剤の使用期限・保管場所は適切であるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
居住	⑫ 家族と家族の間は2mスペースを確保しているか（距離が保てない場合はパーティションを用いる等工夫する）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑬ 世帯毎に部屋に避難している場合、定期的に部屋の換気を促しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑭ 寝床は、段ボールベッドを使用する等、床からの粉塵の吸入を防止するための対策をとっているか（マットレスの場合、清掃の徹底と頭元に通路を作らない工夫等）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑮ 段ボールベッドやマットレスの配置は、飛沫予防のために頭元は互い違いにするなど工夫しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
食事	⑯ 食事前に手指衛生ができる環境が整っているか（手洗い場・石けん/手指消毒剤）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑰ テーブルは避難者数に応じ準備し、3密に配慮したレイアウトとなっているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑱ 食事はテーブルで摂取できているか（床に直置きして摂取しない）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑲ 食事前にテーブルを清拭できる環境が整っているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑳ 摂取後の残飯やごみは速やかに回収しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
トイレ	㉑ 避難者数に対しトイレの設置数（男女比）は妥当であるか（最低50人に1基、可能であれば20人に1基、男<女が望ましい）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	㉒ 手洗いに必要な石けん（または手指消毒剤）、ペーパータオルが清潔に準備されているか（泡タイプの手指消毒剤は、高齢者には石けんと区別しにくいため注意）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	㉓ 定期清掃・環境消毒場所（高頻度接触面）及び担当者が決められているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	㉔ 清掃・環境消毒に必要な個人防護具や消毒薬が準備できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

	⑫	乳幼児のおむつ交換をする場所が決められているか (ワンフロアでは、一角を不潔エリアとして区分けする等)	□はい □いいえ
--	---	--	----------

★避難所衛生環境チェックリストの注意事項★

- ・ 本チェックリストのチェックポイントは、ライフラインの遮断等、全ての被災状況を踏まえた内容とはなっていません。発災形態やライフラインの確保状況に応じ、柔軟に対応し準備・改善して下さい。
- ・ 本チェックリストのチェックポイントに沿って、予め避難所の構造及び周辺の地域住民の特性を踏まえ、避難所運営に必要な資材の準備、シミュレーションを行って下さい。
- ・ 本チェックリストは、避難所開設時及びライフライン状況の変化時、避難者数の変化時等に評価することとお勧めします。

避難所における新型コロナウイルス感染症対応チェックリスト

1 避難行動の住民への周知

- 適切な避難場所の選定について周知を図っている。
- 必要な物資は避難所に持参するよう呼びかけている。

2 避難所の確保

- 可能な限り多くの避難所の確保を行っている。
- 避難所の活用スペースの見直しを行っている。
- 要配慮者の受入先の確保を行っている。

3 避難所開設の事前準備

- 避難所で十分なスペースが確保できるよう検討を行っている。
- 管轄保健所との相談・連携体制を構築している。
- 感染防止対策に有効な物資・資材の確保を行っている。
- 要配慮者への対応を検討している。
- 避難所運営担当職員に対する研修及び訓練を実施している。

4 避難所における感染防止対策

- 入所時には手指の消毒・体温計測を行い、受付票の内容及び聞き取りにより健康状態を十分確認する。
- 避難所内は定期的に換気し、パーティション等を活用して避難者間のスペースを十分に確保する。
- 避難所内ではマスク着用を原則とし、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- 消毒液を避難所の出入口、トイレ周辺等に設置し、手指の消毒を徹底する。
- 避難所内は定期的に清掃し、物品等も定期的、および目に見える汚れがあるときに家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所内の衛生環境を整える。
- 物資配布時間を細かく調整するなどして、避難所内での密集・密接を回避する。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに区分する。
- 避難所内に感染防止対策に係るポスター等を掲示し、周知啓発を行う。

5 避難者の健康管理

- 避難所内には保健師等を配置又は巡回させ、避難者の健康状態を定期的に確認する。

6 車中泊など避難所外避難者への対応

- 集約場所の確保や避難者の効率的な把握体制の構築を図っている。